

# 諫早市営業時間短縮要請協力金申請要領

(諫早市 緊急経済対策室)

## 協力金の概要

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店等に、諫早市営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

### 2. 支給額

1店舗あたり76万円

### 3. 協力金の申請受付期間

令和3年2月8日（月）から同年2月26日（金）まで ※消印有効

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

## 申請要件

協力金の申請をできる者は、次の全ての要件を満たす事業者とします。

### 1. 運営する店舗が諫早市内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店又は遊興施設（飲食スペースを有するもの）であること。

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

- ・宅配、テイクアウトサービス専門店
- ・キッチンカー等の移動販売車
- ・スーパーやコンビニのイートインスペース
- ・自動販売機コーナー

※テイクアウトサービス専門店や移動販売車について、テーブルやイスを設置しイートインスペースを設け、かつ、店舗の売上金額や件数等においてイートインスペースが主であると判断できる場合、協力金の支給対象となります（但し、「仮設」の営業許可は対象外とします）。

※対象となる移動販売車については、申請者の住所地の市役所（町役場）へ申請してください。

（住所地が県外の場合は、許可を受けた保健所のある市役所（町役場）へ申請してください）

### 2. 店舗が、令和3年1月20日（水）以前から運営されていること。

3. 令和3年1月20日（水）から同年2月7日（日）の全ての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は夜7時までとする）又は終日休業したこと。ただし、通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合は対象外とする。

4. 申請事業者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他諫早市長が認めるもの

## 申請手続き等

### 1. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

(1) 申請に必要な書類（諫早市指定の様式）

- ① 提出書類チェックシート
- ② 諫早市営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）
- ③ 申請する店舗の情報（様式2）
- ④ 誓約書（様式3）

(2) 添付が必要な書類（チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。）

- ① 飲食店・喫茶店営業許可証の写し
- ② 店舗名（屋号等）がわかる外観の写真
- ③ 店内（飲食スペース）の写真
- ④ 休業・営業時間短縮の状況がわかる書類（時短・休業のお知らせが店舗入口に貼ってある写真など）
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し（見開き1ページ目）
- ⑥ 本人を確認できるものの写し ※個人事業主の場合のみ必要

### 2. 協力金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 諫早市のホームページからダウンロード
- ・ 諫早市役所本庁及び支所、出張所、諫早商工会議所、諫早市商工会（本所・各支所）の窓口

### 3. 申請先

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

諫早市 緊急経済対策室（本館6階）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

#### 4. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、支払日等を記載した支給決定通知書を送付します。（なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を送付します。）

#### 申請書類等の留意事項

1. 原則として、以下の申請書類等については、事業者名や店舗名がすべて一致します。

- ・ 諫早市営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）
- ・ 申請する店舗の情報（様式2）
- ・ 誓約書（様式3）
- ・ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し
- ・ 振込先口座の通帳の写し
- ・ 本人を確認できるもの（個人事業主の場合のみ必要）

2. 上記について、何らかの事情により事業者名や店舗名が一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。

例1) 様式1の申請者と口座名義人が一致しない場合

⇒協力金受領の「委任状」（別添）及び両者の関係が分かる書類を提出。

例2) その他、事業者名が一致しない場合

⇒各事業者の関係が分かる書類を提出。それが困難な場合は、関係を記載した申立書（任意様式。法人は記名押印。個人は自署）を提出。

例3) 店舗名が一致しない場合

⇒申請する店舗の情報（様式2）の備考欄に、その理由を記載。

3. テイクアウトや移動販売車の申請は、イトインスペースが主であると判断できる理由を、「申請する店舗の情報（様式2）」の備考欄に記載してください。

記載例) 帳簿の消費税により、イトインスペースが主であると判断した。

#### その他

1. 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、協力金の支給決定を取消し、協力金を全額返還いただくとともに、協力金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。

2. 申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

3. 問合せ先

諫早市緊急経済対策室

電話番号 0957-22-3520

受付時間 9時～17時（土日祝日を除く）